

※こちらに記載のない質問については、田布施町役場経済課商品券担当
(☎0820-52-5805 土日祝日を除く 8:30~17:15)にお問い合わせください。

たぶちゃん買い物券事業 Q&A

■事業の概要について

Q. たぶちゃん買い物券(以下「商品券」)とは何ですか？

A. 食料品物価高騰の影響を受けている町民への生活応援や地元経済の活性化を目的とした、田布施町民全員に配布する町内の店舗等で利用できる商品券のことです。

Q. 商品券は購入するのですか？

A. 購入ではありません。対象者宛に田布施町から郵送します。

Q. 商品券の対象者は誰ですか？

A. 令和8年4月15日(基準日)に田布施町の住民基本台帳に記録されている人です。
1人あたり12,000円分の商品券を配布します。

Q. 商品券は申し込む必要がありますか？

A. 事前に申込の必要はありません。
令和8年4月15日(基準日)時点で田布施町の住民基本台帳に記録されている人については、5月から順次、商品券を郵送します。

■配布・対象者に関する事項について

Q. 商品券はどのように届きますか？

A. 町が5月から世帯分をまとめて世帯主宛てに商品券をゆうパックでお送りします。
発送件数が多いため、配達時に不在の場合でもすぐに不在票を投函せず、何度か配達が行われます。不在票の投函は第3週目ごろからを予定しています。
また、商品券がいわゆる金券であることを踏まえ、宅配ボックスや置き配での対応を行なわず、手渡しでの配達をすることとしています。

Q. 4月15日(基準日)に死亡した場合、対象となりますか？

A. 4月15日に死亡した場合は、対象となります。

Q. 4月15日(基準日)に転出した場合、対象となりますか？

A. 対象となります。

また、4月16日以降に転出した場合は対象となります。県外など遠方へ転出する場合は、商品券の利用可能店舗等は、町内に限りますのでご了承ください。

Q. 配偶者等からの暴力を理由に避難している場合、商品券を異なる住所に送ってもらうことができますか？

A. 配偶者等からの暴力を理由に避難し、事情により基準日(4月15日)時点で住民登録を移すことができない方は、申出書(様式第1号)の提出により商品券を受け取ることができます。(申出期間は令和8年4月15日まで)申出には、配偶者等からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類(裁判所が発行する「保護命令決定書」の写し等)の添付、もしくは住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている必要があります。

※申出書は、田布施町ホームページからダウンロードできます。

Q. その他の事情で商品券を別々に送ってもらうことができますか？

A. お受けできません。

4月15日(基準日)の時点で同一世帯であった場合は、世帯主宛てに郵送します。

Q. 事情により商品券を別の住所に送ってもらうことができますか？

A. 商品券は住民基本台帳に記載された住所へ郵送しますので、同居のご家族が受け取られるか、田布施町の住民基本台帳に記録されていない現在の居住地へ郵便が届くよう極力手続きをお願いします。

なお、田布施町の住民基本台帳に記録されていない居住地に発送を希望する、又は直接受領を希望する場合は、申請書(様式第2号)を提出することで発送先の変更・直接受領が可能です。(申請期間は令和8年4月15日まで)

申請には、本人であることが確認できる書類が必要です。

※本人確認書類の例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 等
※代理申請の際は代理人の本人確認書類も必要です。

※申請書は、田布施町ホームページからダウンロードできます。

■商品券に関する事項について

Q. 使用できる商品券の金額はいくらですか？

A. 1人に対し12,000円分(小規模店舗専用券1,000円券×6枚、全店舗共通券1,000円券×6枚)の商品券を配布します。

Q. どこのお店で使用できますか？

A. 店頭に商品券のポスターが掲示されている店舗で使用できます。
また、町・商工会ホームページで取扱店舗一覧を掲載予定です。

Q. 小規模店舗専用券・全店舗共通券とはなんですか？

A. 小規模店舗専用券は資本金3,000万円未満または町内に本社・本店がある店舗でのみ
使用できる商品券です。
全店舗共通券はすべての取り扱い店で使用できます。

Q. 商品券の使用期限はいつですか？

A. 令和8年6月1日から令和8年10月31日までです。期限が過ぎると使用できません
ので、ご注意ください。

Q. 商品券を使用する際、おつりはもらえますか？

A. 商品券だけではおつりは支払われません。額面の金額以上の商品を購入する際は、現
金等でお支払いください。

Q. 商品券で買えないものがありますか？

A. タバコ(電子タバコを含む)や旅行券等の購入、電子マネーへのチャージ等お使いいただけ
ないものがあります。商品券記載の注意事項をご確認ください。

Q. 使えなかった商品券を換金してもらえますか。

A. 商品券は換金できませんので、使用期限までにご使用ください。

Q. 事情により買い物に出かけられないので、商品券を人にあげても良いですか。

A. 商品券は原則、ご本人のみに限り使用でき、第三者への販売・譲渡をすることはできません。ご家族等に買い物の代行をご依頼いただくなどの検討をお願いします。

Q. 商品券で買った商品を返品したいが、返金してもらえますか？

A. 返金には原則応じられません。

Q. 商品券を紛失した場合、再発行してもらえますか？

A. 再発行はできません。

■取扱店に関する事項について

Q. 取扱店になるにはどうしたら良いですか？

A. 上記の質問を含む取扱店に関する事項は田布施町商工会(0820-52-2983)にお問い合わせください。